微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等

（無害化の基準）

第一条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設において微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を処理する場合にあっては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条において同じ。）が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとする。

2　前項に規定する基準は、規則第一条の二第五十三項の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（無害化処理の内容の基準）

第二条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであることとする。

（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第三条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　無害化処理生成物の性状が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとなるよう、無害化処理生成物の性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。

二　無害化処理生成物が第一条に規定する基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であること。

（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理の用に供する施設の基準）

第四条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　処分する微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備が設けられていること。

二　保管施設を有する場合には、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。

（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準）

第五条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。以下同じ。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

二　燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準）

第六条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第四条第一項第七号（同号ロ(1)、(2)及び(4)並びにヌからカまでを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

一　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

二　前号の温度を微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

三　燃焼ガスの温度を速やかに第一号に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

（無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項）

第七条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第三項第十一号の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

（実証試験に関する書類）

第八条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一　規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号に規定する実証試験の概要を記載した書類

二　当該実証試験において微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類

三　当該実証試験における排ガスの性状、放流水の水質及びこれらの量を記載した書類

四　その他必要な書類

（記録の閲覧）

第九条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める日までに備え置くこと。

イ　次条第一号に掲げる事項　翌月の末日

ロ　次条第二号、第三号イ及びハ、第四号イ及びロ、第五号並びに第六号に掲げる事項　当該試験又は測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　次条第三号ロ及び第四号ハに掲げる事項　当該除去を行った日の属する月の翌月の末日

二　規則第十二条の七の二第二号及び第三号の規定の例によること。

（記録する事項）

第十条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十一の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一　処分した微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量

二　第三条第二号の規定による試験に関する次に掲げる事項

イ　当該試験に係る試料を採取した位置

ロ　当該試験に係る試料を採取した年月日

ハ　当該試験の結果の得られた年月日

ニ　当該試験の結果